

答申第35号
(諮問第40号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が「1 法人設立認可に係る文書一式(の分)、2 に係る監査報告書(直近のもの)、3 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)」(以下「本件対象公文書」という。)につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、別表の「審査会の判断」欄において公開とした部分については公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成18年1月13日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

同年2月3日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別表のとおり本件対象公文書を特定し、条例第6条第1号、第2号および第6号に該当する情報が含まれていることを理由として、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件処分における公開しない部分は、別表のとおりである。

3 異議申立て

同年2月8日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しを求める。条例第6条第1号、第2号、第6号に該当しない。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張する異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の方公開理由については、それぞれ、条例第6条第1号、第2号、第6号に該当しない。(本人氏名、家族氏名、生年月日、住所を除く)
- (2) 施設が医師意見書、個別援助・支援計画を添付することなく事故報告をしているのは、県の障害者福祉施設指導に問題があるということである。事故報告書の事実確認のために施設での事情聴取を県職員が実施していないのは、適切な職の遂行をしていないということである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

1 本件対象公文書について

- (1) 法人設立認可に係る文書一式(の分)

社会福祉法第31条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は定款をもって目的、名称、社会福祉事業の種類等一定の事項を定め、厚生労働省令で定める手続きに従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

本件文書は、これに基づき知的障害者更生施設「 」を設置経営する社会福祉法人 の設立認可に際して、所轄庁である県に対して提出された文書である。

- (2) に係る監査報告書(直近のもの)

社会福祉法第56条第1項および同法第70条の規定により、所轄庁である都道府県知事は、毎年定期的に社会福祉法人の業務および財産の状況について検査を実施しており、当該検査を円滑かつ効率的に進めるために、対象となる社会福祉法人から事前に報告書を徴している。

本件文書はこれに基づき当該施設の所轄庁である県に対して提出された文書および監査の復命(改善指導事項含む)書類である。

- (3) 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)

平成15年3月12日厚生労働省令第22号「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」第12条の規定により、施設において事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない旨定められている。

本件文書はこの趣旨に沿って当該施設の所轄庁である県に対して、任意に提出された文書である。

なお、平成18年9月29日厚生労働省令第177号「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」第43条の規定により、障害者支援施設において事故が発生した場合は、市町村、家族等に加え都道府県も連絡対象とされた。

2 非公開とした理由について

(1) 法人設立認可に係る文書一式()の分)

理事(設立代表者を除く)、監事の住所 施設長予定者の住所、氏名 議事録の発言者氏名、発言の内容の個人氏名 理事、監事の自筆氏名 個人の印影(県の回議書の決裁印等を除く) 履歴書 印鑑登録証明書 身分証明書については、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であることから、条例第6条第1号に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウに該当しない。

また、法人その他の団体、事業を営む個人の印影 法人その他の団体、事業を営む個人の預金口座番号について、法人等の権利利益が侵害されるおそれがあることや内部管理情報であることから、条例第6条第2号に該当し、かつ、同号ただし書に該当しない。

(2))に係る監査報告書(直近のもの)

社会福祉(身障・知的・保護・障害児)施設個別表における「職員給与等の状況」等のうち職員の職・氏名・年齢は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第6条第1号に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウに該当しない。

(3) 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)

利用者本人の健康状態、病歴、学歴、家族関係等は、特定の個人は識別できないが、通常他人に知られたくない個人の情報である。

本件文書は、特定の個人が施設入所中に死亡した事件に関する報告書であるため、本人氏名、家族氏名、生年月日、住所を除いたとしても、その他の個人識別情報が公開されると、本件関係者や事件に関する情報を知りうる者には特定の個人が想定され通常他人に知られたくない上記の情報を知られることになり、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第6条第1号に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウに該当しない。

また、死亡事故のあった法人・施設に関する事項、施設所在地周辺に関する事項、法人・施設職員に関する事項については、公にすることにより、施設が特定できることになり、当該施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当し、かつ、同号ただし書に該当しない。

さらに、本件文書については、施設から任意に報告を受けているものであり、施設名を公にすることによって施設との信頼関係を損ない、今後の適切な報告がなされない等、県が行う施設指導業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

異議申立人は、「施設が医師意見書、個別援助・支援計画を添付することなく事故報告をしているのは、県の障害者福祉施設指導に問題があるということである。事故報告書の実確認のために施設での事情聴取を県職員が実施していないのは、適切な職の遂行をしていないということである。」と主張するが、このことは公文書を公開するか否かの判断とは関係がないと考える。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、このような基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、別表の「対象文書の件名等」欄に掲げる文書である。

(3) 条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、非公開情報として規定している。

また、同条1号ただし書は、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

以下、本件対象公文書の情報についての本号該当性について検討する。

ア 法人設立認可に係る文書一式(の分)について

実施機関は、本件文書には、「 理事(設立代表者を除く)、監事の住所 施設長予定者の住所、氏名 議事録の発言者氏名、発言の内容の個人氏名 理事、監事の自筆氏名 個人の印影(県の回議書の決裁印等を除く) 履歴書 印鑑登録証明書 身分証明書」が含まれており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第6条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウに該当しないとしている。

確かにこれらは、個人識別情報であり、条例第6条第1号本文に該当する。

しかしながら、施設長予定者の氏名については、平成9年3月28日厚生省通知(社援企第68号)「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」によれば、新たに法人を設立して国庫補助や民間公益補助事業をうけて、整備しようとする施設については、「設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること」とされている。

本件にかかる社会福祉施設()も、新たに法人を設立して民間公益補助(船舶振興会補助)を受けて整備しようとする施設であり、施設長予定者は役員就任予定者であって、公表することとされていることから、その氏名についてはただし書アの慣行として公にすることが予定されている情報ということができる。

また、議事録の発言者氏名等のうち発起人、施設長予定者等役員就任予定者についても、同様であり、特段非公開とすべき事情は見あたらず、同号ただし書アに該当する。(別表において、審査会の判断欄で「公開: 」としている。)

イ に係る監査報告書(直近のもの)について

実施機関は、本文書のうち「社会福祉(身障・知的・保護・障害児)施設個別表における「職員給与等の状況」等のうち職員の職・氏名・年齢」について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第6条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウに該当しないため非公開とし、その他の部分を公開としている。

職員の氏名・年齢については、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報であるか、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであり、非公開が妥当である。

一方、職についてはこれを公開しても特定の個人を識別できず、非公開理由にはあたらないと考えるが、本件においては、既に最終学歴・勤続年数・給与等が公開されており、これに加えて職を公開すれば特定の個人を識別することが可能となり、当該個人の給与等も明らかになるため条例第6条第1号に該当し、職を非公開とすることはやむを得ないと考える。ただし、「12 入所者(児)預り金の状況」の「(4) 入所者(児)預り金の状況」の中の責任者の職名については、このようなことが言えないことから公開すべきである。

ウ 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)

実施機関は、本文書には、「氏名(イニシャル)、年齢、出身地、学歴施設利用(措置)年月日、施設利用状況 無断外出月日、無断外出発見月日・場所 障害判定(障害名)、障害程度、障害の状況に関する記述 死亡(推定)年月日、死亡場所、死亡(直接)原因、遺体の状況 家族氏名、家族構成、家族住所(出身地)、家族連絡先 交通事故相手氏名 記録月日 病状に関する記述 主治医・病院医師氏名 葬儀月日、葬儀場所 法名 入院計画書記載事項全部 死亡届・死亡診断書(死体検案書)記載事項全部」等が含まれており、これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、利用者本人の健康状態、病歴、学歴、家族関係等については、特定の個人は識別できないが通常他人に知られたくない個人の情報であることから、条例第6条第1号本文に該当するため非公開とし、かつ、同号ただ

し書ア、イ、ウに該当しないとしている。

これらについての審査会の判断は別表の のとおりであるが、条例第6条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本来、未公表の著作物等で、公にすれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものや、反省文、カルテなどのように個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連するものをいい、本規定に該当するかどうかは、公文書の趣旨・性格も踏まえ、個々具体的にプライバシーとして保護する必要があるのかどうかの判断によるべきものである。

こうした判断をせずに心身の状況等に関する情報であることのみをもって、この規定の該当性を認めることは、特定の個人を識別できない情報について、いたずらに非公開の範囲を広げる結果となりかねず、情報公開条例の基本理念にそぐわないものとする。

本件のような死亡事故情報については、類似事故の再発防止や安全対策の周知徹底という観点からも、利用者本人の死因につながるような健康状態や病歴、あるいは施設利用状況や家族関係等の情報については、個人が識別できない場合であってもプライバシーとして保護する必要があるとまではいえず、条例第6条第1号に該当しないと判断する。（別表において、審査会の判断欄で「公開： 」としている。）

(4) 条例第6条第2号の該当性について

条例第6条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、『ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』、『イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの』」について、非公開情報として規定している。なお、ここでいう「おそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要件となる。

また、同条第2号ただし書は、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

本件対象公文書のうち、実施機関は「 に係る監査報告書（直近のもの）」について、本号該当性を非公開理由としていないため、以下の文書について本号該当性を検討する。

ア 法人設立認可に係る文書一式（ の分）について

実施機関は、本件文書には、「法人その他の団体および事業を営む個人の印影・預金口座番号」が含まれており、印影については、法人等の権利利益が侵害されるおそれがあり、また、口座番号については、法人等の内部管理情報であるため、公にすると条例第6条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないとしている。

これらについては、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、実施機関のいうように条例第6条第2号本文に

該当し、同号ただし書にも該当しないと判断する。

イ 知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式（死亡事故の分のみ）

実施機関は、本文文書には、「法人、施設に関する事項（法人名、施設名、所在地、印影、文書番号、施設電話番号、施設FAX番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、施設主催事業名、施設内サークル名、施設内の居室名）施設所在地周辺に関する事項（地名、駅名、警察署名、行政機関名、近隣施設名）法人、施設職員に関する事項（理事長、理事、施設長および施設職員の氏名、電話番号、印影）」が含まれている。

これらの情報は、法人等の事業に関する情報であって、公にすることにより施設が特定できることになり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないとされている。

これらは、法人・施設あるいは所在地周辺に関する情報等（以下「法人等の情報」という。）であって施設の特定につながる情報ではあるが、実施機関は、事故情報について施設の設置者自らが自主的に公表するよう指導しており、場合によっては、県が法人、施設名も含めて公表することもあり得るとしている。

このことからすると、既に本県において事故情報の公表が制度として運用されており、法人・施設も、事故に際して自らの法人名や施設名が明らかになることを予定しているともいえる。

また、本件のような社会福祉法人や社会福祉施設には高い公益性があり、法人・施設名が明らかになるとしても、前述したように類似事故の再発防止や安全対策を周知徹底させることが当該法人・施設に求められているということもできる。

したがって、法人等の情報を公開することによって施設が特定されても、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第6条第2号に該当しないと考える。

しかしながら、法人等の情報が公開されると、既に公開されている報告書の年月日や知的障害者入所施設の規模など、他の情報と照合することにより施設が特定され、特定の個人を識別することができることとなることから、条例第6条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。（別表において、審査会の判断欄で「非公開： 」としている。）

なお、施設職員の氏名（施設長除く）、電話番号、印影については条例第6条第2号に該当するのではなく、同条第1号に該当することは明らかである。（別表において、審査会の判断欄で「非公開： 」としている。）

また、「施設内サークル名」については、これのみをもって施設名を特定できないことから非公開理由にはあたらない。

(5) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は、「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより」、「当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、非公開情報として規定している。

実施機関は、「知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式（死亡事故の

分のみ)」について、施設から任意に報告を受けているものであって、法人・施設名等の情報を公にすることは、県と法人・施設との信頼関係を損ない、報告がなされない等県が行う施設指導業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第6号に該当するとしている。

その一方で、前述したように基本的には施設の設置者自らが自主的に公表するよう指導しており、県の指導に応じない場合は、発生事案の内容や社会的影響等を十分勘案の上、県自らが法人の指導監督権限に基づき法人、施設名も含めて公表することもあり得るとしている。

なお、今までは法人が自ら事故について公表しており、県が公表したことはないとのことである上、平成18年10月施行の厚生労働省令第177号「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」第43条の規定によって、施設は「事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」とされている。

これらのことから考えると、施設名等が明らかになったからといって実施機関がというようなおそれが生じるとは認めにくく、施設名等は条例第6条第6号に該当しないと考える。

しかしながら、法人等の情報が明らかになると(4)で触れたように他の情報と照合することにより施設が特定され、特定の個人を識別することができることとなることから、施設名等の情報は条例第6条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。(別表において、審査会の判断欄で「非公開： 」としている。)

(6) 異議申立人のその他の主張について

なお、異議申立人の「施設が医師意見書、個別援助・支援計画を添付することなく事故報告をしているのは、県の障害者福祉施設指導に問題があるということである。事故報告書の事実確認のために施設での事情聴取を県職員が実施していないのは、適切な職の遂行をしていないということである。」との主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の意見

当審査会が、本件処分に係る決定内容や本件対象公文書を精査したところ、本件処分の公文書一部公開決定通知書に記載された「公開しない部分」と実際の対象公文書の「公開しない部分」の処理に齟齬があり、その結果、非公開の処理がなされた文書の中には、本来、公開とすべき部分が認められた。(別表において、審査会の判断欄で「公開： 」としている。)また、本来、非公開とすべき個人識別情報の一部に非公開の処理(黒塗り)がなされていない箇所や公開された部分で非公開とすべきものが見られた。

今後は、このようなことがないよう、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

3 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成18年4月6日	・実施機関から諮問を受けた。
平成18年6月21日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年4月16日	・実施機関から理由説明書（一部訂正）の提出を受けた。
平成19年5月8日 (第147回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成19年6月4日 (第148回審査会)	・実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。
平成19年7月2日 (第149回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成19年8月3日 (第150回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成19年9月6日 (第151回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成19年10月3日 (第152回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成20年1月30日 (第155回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成20年2月14日 (第156回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

別表

法人設立認可に係る文書一式（ の分）

対象文書の件名等	実施機関が公開しなかった部分	審査会の判断
1 回議書(社会福祉法人の設立認可について)	発起人会代表・施設長予定者氏名	公開:
2 社会福祉法人認可申請書		
表紙	設立代表者自筆氏名・印影	
残高証明書	発起人会代表氏名 銀行支店印影、発起人会口座番号 銀行職員印影	公開:
委任状、理事就任承諾書	本人自筆住所氏名・印影	
履歴書、印鑑登録証明書、身分証明書	すべて	
設計見積書、御見積書	業者名印・代表者印の印影、業者取引銀行口座種別・番号 業者担当職員氏名・印影	
船舶振興会補助金内定通知書	船舶振興会印・代表者印の印影 発起人会代表氏名 発起人会代表印の印影	公開:
福祉資金借入申込書	発起人会代表氏名 発起人会代表印の印影	公開:
寄付申込書、残高証明書	地区精神薄弱者更生施設整備準備委員会会長(代表)氏名 同会長印の印影 発起人会代表氏名 銀行支店印影 銀行職員印影	公開: 公開:
確約書	発起人会代表氏名 発起人会代表印の印影	公開:
施設長就任承諾書	本人自筆住所氏名・印影	
3 社会福祉法人認可申請書(発起人会議事録)		
第1回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開:
第2回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開: (P4:発言中の氏名を除く)
第3回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開:
第4回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 地元町名 施設名(予定) 議長・署名人自筆氏名・印影	公開: 公開: (公開:と同様の理由) 公開: (法人不利益情報に該当しない)
第5回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開:
第6回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 P4:社会福祉法人名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開: (発言中の発起人以外の氏名を除く) 公開: (公開:と同様の理由)
第7回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開:
第8回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開:
第9回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開: (発起人、施設長予定者のみ)
第10回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開: (P4:局長姓を除く)
第11回議事録	出席者氏名、発言者、発言中の氏名	公開: (発起人、施設長予定者

	設計業者名	のみ) 公開： (法人不利益情報に該当しない)
第12回議事録	議長・署名人自筆氏名・印影 出席者氏名、発言者、発言中の氏名 議長・署名人自筆氏名・印影	公開： (発起人、施設長予定者のみ)

に係る監査報告書(直近のもの)

対象文書の件名等	実施機関が公開しなかった部分	審査会の判断
1 社会福祉法人等関係資料	なし	
2 社会福祉施設(身障・知的・保護・障害児)施設個別表		
P8「4 職員給与等の状況(その1)」	職員の職種 平均年齢(全職員平均を除く) 職員の氏名・年齢	
P32「(2) 兼任(嘱託)医師の勤務状況」	医師名	
P34「(4) 入所者(児)預り金の状況」	責任者の職名 責任者の氏名	公開
3 (監査結果)回議書	なし	
4 社会福祉施設指導監査調書	なし	

知的障害者入所施設に係る事故報告書文書一式(死亡事故の分のみ)

対象文書の件名等	実施機関が公開しなかった部分	審査会の判断
1 件目 (17.11.25報告)	文書かがみ:文書番号、法人・理事長名、印影 P1:「施設利用者氏名」、「年齢」、「出身地」、「障害判定」 「施設利用年月日」、「障害程度」 「施設利用状況」 「無断外出日時」、「無断外出発見日時・場所」 「第一発見者」 「死因および推定日」 P2:施設所在地周辺に関する事項(地名、駅名、警察署名、行政機関名)(~P7) 経緯中の月日・曜日(~P7)、無断利用者 さん P3:家族続柄(~P7) P4:本人家族氏名(~P7)、出身地、P5:本人立寄先(38行目) P6:本人等の状況等(28・9行目) P7:葬儀会場 死因、本人等の状況等(16行目) P9:死亡届 P10:死体検案書(氏名・生年月日欄、死亡月日、検案・発行月日、医師名・印影、本人氏名) 同(死亡年、死亡の原因欄、死因の種類欄、外因死の追加事項欄、検案・発行年) 同(死亡したところ及びその種別欄、障害が発生したところ欄、病院名)	非公開: 公開: (調査年月日のみ) 公開: 公開: (最下段4行のみ) 非公開: 公開: (死亡推定月日を除く) 非公開: 公開: 公開: 公開: (死亡年、時のみ) 公開: (月日を除く) 非公開:
2 件目 (16.11.13報告)	P1:氏名(~P2)、死亡月日 死因、死亡時 死亡場所施設名、法人・施設・施設長名、印影 P2:「 さんについてのケース研修」、「共通認識事項~ 援助方法(~P3)」 P3:「施設の対応と判断ミス・対応の遅れについて」の表中の日付欄(~P7) 同表中検温結果欄(~P6) 同表中状態欄	公開: 非公開: 公開: (20行目29文字目~21行目、P3:5行目のみ) 公開: 公開: (17~18行目10文字目を

		除く)
	P4:同表中状態欄(～P7:病院名、消防署名除く)	公開:(16行目4～11文字目、P5:3・4行目、P6:5～7行目6文字目、9～10行目12文字目、11行目7文字目～12行目8文字目、18～19行目11文字目を除く)
	同表中判断ミス・対応の遅れ欄(～P7:病院名除く)	公開:
	同表中状態欄(～P7:病院名、消防署名のみ)	非公開:
	P7:同表中判断ミス・対応の遅れ欄(病院名のみ)	非公開:
	P8:「判断ミスと対応の遅れに対する改善点について」 表中の月日	
	同表中病院名、施設名	非公開:
	P9:「ご家族の疑義・要望とそれらに対する施設側の回答・謝罪(～P10)」(所在、消防署・県・病院名を除く)	公開:(4・28行目5～12文字目、34行目、月日・曜日を除く)
	同項目中(所在、消防署・県・病院名)	非公開:
	P13:入院診療計画書(本人氏名、看護師・主治医・立会人・家族氏名・印影、月日時)	
	同(病棟名、病院・診療科名)	非公開:
	同(病名、入院の目的、病状、治療計画、入院期間、看護計画、年、続柄)	公開:
	P14:死亡診断書(氏名・生年月日欄、死亡月日、診断・発行月日、医師名・印影)	
	同(死亡年時刻、死亡の原因欄、死因の種類欄、外因死の追加事項欄、診断・発行年)	公開:
	同(死亡したところ及びその種別欄、障害が発生したところ欄、病院住所・名)	非公開:
	P15:施設名、寮長姓	非公開:
	施設職員姓、自宅・携帯番号	非公開:
	P16:病院・医院名	非公開:
3 件目 (16.11.15報告)	P1:文書番号、法人住所・名称・施設長名、印影 利用者氏名、死亡月日、生年月日、年齢、出身地 入寮年月日、死亡日時(時刻のみ)、死亡原因	非公開: 公開:
	P2:「様死亡に至るまでの経緯」(病院名を除く)	公開:(氏名、月日・曜日、病院名、法名、7・8行目を除く)
	同項目中病院名	非公開:
	P3:死亡診断書(氏名・生年月日欄、死亡月日、診断・発行月日、医師名)	
	同(死亡年時刻、死亡の原因欄、死因の種類欄、診断・発行年)	公開:
	同(死亡したところ及びその種別欄、病院住所・名)	非公開:
4 件目 (16.7.5報告)	P1:法人・施設名・ファックス番号(～P4)、所長名 所長等施設職員印影、発見職員氏名 発生日、本人氏名、年齢、同居者姓 報告年、発見時刻	非公開: 非公開: 公開:
	P2:「昨日からの状況等」(施設職員姓除く)(～P3)	公開:(月日、本人・利用者姓、P3:2行目23～27文字目、3行目7～9文字目除く)
	施設職員姓(～P3)	非公開:
	P4:死体検案書(氏名・生年月日欄、死亡月日、検案・発行月日、医師名・印影、本人氏名)	
	同(死亡年時刻、死亡の原因欄、死亡の種類欄、検案・発行年)	公開:
	同(死亡したところ及びその種別欄、病院住所・名、印影)	非公開:
5 件目 (15.7.28報告)	P1:施設長姓、施設・施設長名 本人氏名 本人等の状況等	非公開: 公開:
	P2:本人氏名、年齢、文中の月日・曜日(～P5)、本人・利用者氏名・Dr姓(～P5) 施設職員姓(～P5) 本人等の状況等(2行目)、時刻(5行目)、(経過と支援)表中(様子・経過欄(13・14・16・26・27行目)、判断欄(30・36・38行目))	非公開: 公開:

	場所(6行目)、病院名(~P3)、居室名(19行目)	非公開:
	P3: 経過と支援 表中「様子・経過欄、判断欄」(~P5:葬儀社・葬儀会場・施設・駅名除く)	公開:
	同表中「様子・経過欄、判断欄(~P5)」(葬儀社・葬儀会場・施設・駅名)	非公開:
	P6:入院診療計画書(本人氏名、記入月日、担当姓、主治医氏名・印影)	
	同(病棟・室名、病院住所・名・電話番号)	非公開:
	同(記入年、病名、症状、治療計画、推定される入院期間、その他)	公開:
6 件目 (15.5.9報告)	P1:施設長姓、葬儀場所・住所、施設住所・電話・ファックス番号、法人・施設名、発信者職氏名、ホームページ・メールアドレス 本人氏名、生年月日、葬儀月日・曜日	非公開:
	P2:「さん(からの経過)」(施設職員姓、病院・施設名、警察署・診療所・町名除く)	公開: (本人・家族氏名、検死医所属氏名、月日除く)
	同項目中施設職員姓	非公開:
	同項目中(病院・施設名、警察署・診療所・町名)	非公開:
	P3:死亡届(届出年、死亡年時刻)	公開:
	同(届出月日、氏名生年月日欄、死亡したとき(月日)、死亡したところ欄、住所欄、本籍欄、死亡した人の夫または妻欄、死亡したときの世帯のおもな仕事欄、その他欄、届出人欄)	
	同(死亡届先町名)	非公開:
	死体検案書(氏名・生年月日欄、死亡月日、検案・発行月日、医師名・印影、本人氏名、検視月日、司法警察員職氏名・印影)	
	同(死亡年時刻、死亡の原因欄、死因の種類欄、検案・発行年、検視年)	公開:
	同(死亡したところ欄、施設の名称欄、病院住所・名、警察署名)	非公開:
7 件目 (14.3.8報告)	P1,2:文書番号、施設名、法人名・施設・施設長名、印影 本人氏名、死亡月日	非公開:
	P3:「さん前日からの様子」(~P4:職員氏名、病院・施設・法人名除く)	公開: (月日・曜日、本人・利用者氏名除く)
	同項目中施設職員氏名(~P4)	非公開:
	同項目中病院・施設・法人名(~P4)	非公開:
	P5:「中の発作記録」(施設職員氏名除く)	公開: (月、月日、本人氏名除く)
	同項目中施設職員氏名	非公開:
	P6:「年度末から年度初めの注意事項」(施設職員氏名除く)	公開: (月、本人・利用者名除く)
	同項目中施設職員氏名	非公開:
	P9:死亡診断書(氏名・生年月日欄、死亡月日、診断・発行月日、医師名・印影)	
	同(死亡年時刻、死亡の原因欄、死因の種類欄、診断・発行年)	公開:
	同(病院住所・名・印影)	非公開:
8 件目 (14.5.24報告)	P1,10・11:文書番号、法人・理事長・施設長・施設名、印影	非公開:
	P2:本人仮名(~P8)	公開:
	P4:「(4)家族への対応について」(病院名除く)	公開: (月日除く)
	同項目中病院名	非公開:
	P5:「県障害福祉課からの指摘事項」(~P9:施設職員氏名、病院・施設・警察署・司法解剖場所・町名、理事長姓除く)	公開: (月・日・曜日、医師姓除く)
	同項目中施設職員氏名(~P9)	非公開:
	同項目中病院・施設・警察署・司法解剖場所・町名、理事長姓(~P9)	非公開:
	P10:短期入所利用月日、死亡月日	
	P11:「1.事故の発生」	公開: (同項目中2行目11~13文字目除く)
	「3.事故の予測について」	公開:
9 件目	P1:文書番号、法人・理事長名、印影、施設名(~P2)	非公開:

(13.4.16報告)	P2:「報告書」(施設・葬儀会場名除く)	公開：(本人氏名、生年月日、年齢、住所、経緯月日、33行目24～33文字目、39行目24～30文字目除く)
	「報告書」(施設・葬儀会場名)	非公開：
	P3:死体検案書(氏名・生年月日欄、死亡月日、検案・発行月日、医師名・印影、本人氏名、検視月日)	公開：(障害が発生した月日を除く)
	同[死亡年・時刻、死亡の原因欄、死因の種類欄、外因死の追加事項欄(障害が発生したところ欄、手段及び状況欄中の施設住所・名を除く)、検案・発行年、検視年]	
	同(死亡したところ及びその種別欄、障害が発生したところ欄、手段及び状況欄中の施設住所・名、病院名)	非公開：
10件目 (13.6.4報告)	P1:文書番号、法人・理事長名、印影	非公開：
	P2:「死亡入所者氏名」、「年齢」、「出身地」、「死亡日時」(月日・曜日のみ)の各欄、13行目以下の文中[～P5:月・日・曜日、本人・家族・加害者氏名、家族居住地、本人等の状況等(P4:2～4行目、6行目10～27文字目)]	公開：
「入所措置年月日」、「障害判定」、「死亡日時」(年・時刻のみ)、13行目以下の文中[～P5:本人等の状況等(P2:18・20・21・23～28行目、P3:2・3・19行目、P4:6行目28～31文字目、9～14・16・17・21～25行目、P5:3～4・6行目)、家族続柄、年、時刻]		
	「死亡場所」、13行目以下の文中、病院・町・施設・警察署・告別式会場・施設長・法人・理事長・理事名(～P5)	非公開：
	P5:施設職員姓	非公開：
	P6:死亡届(氏名・生年月日欄、死亡月日、住所欄、本籍欄、死亡した人の夫または妻欄、その他欄、届出人欄、連絡先欄)	公開：
	同(死亡年・時刻)	
	同(死亡したところ欄)	非公開：
	死体検案書(氏名・生年月日欄、死亡月日、検案・発行月日、医師名・印影)	公開：
同(死亡年時刻、死亡の原因欄、死因の種類欄、検案・発行年)		
	同(死亡したところ及びその種別欄、病院住所・名)	非公開：
11件目 (11月報告)	P1:本人氏名(～P5)、「年齢」、「入寮」(6行目5～9文字目、13行目7・8・22・23文字目)、「保護者」、「プロフィール」(DQ・DAの数値)、「日常生活介護度」、「医療面介護度」、27～35行目の表の数値欄すべて、同表右側のコメント(1・3・4・6行目)、「事故発生日時」(月・日)、「事故の様子」(駅職員氏名)	非公開：
	施設職員氏名(～P5)	
	報告年、「入寮」(6行目5～9文字目を除く)、「プロフィール」(DQ・DAの数値を除く)、「行動上の問題」(13行目7・8・22・23文字目を除く)、27～35行目の表右側のコメント(2・5行目)、「事故発生日時」(年)	公開：
	施設・施設長・駅・施設・警察署名(～P5)	非公開：
	P2:家族続柄、「一週間の記録」の表中起床時刻・就寝時刻欄(～P3)	公開：
	本人等の状況等(5・40行目)、文中の月日	非公開：
町・医院名、火葬手続場所・寺院名		
	「一週間の記録」(～P3)表中の作業欄、生活欄、特記事項欄(個人姓除く)	公開：
	P3:同表中個人姓、「日課」の食事・余暇・入浴(31行目3～19文字目を除く)・排泄の項目、「入所当初の様子」(42行目1～4文字目を除く)	公開：
	「日課」の入浴の項目(31行目3～19文字目)、「入所当初の様子」(42行目1～4文字目)	
	P4:本人等の状況等(1・30～32・35行目、P5:3行目)	公開：
	同(2～8・10・11・15・21・24～27行目、P5:5・7・8・10～13・15～17行目)、グラフ中凡例	

「事故防止対策についての意見」中 表紙:施設長名、目次1、2:施設名	非公開:
目次2:14行目2~7文字目	公開:
14行目8~25文字目	公開:
P1:施設名(~P78)	非公開:
事故年、入所年月、本人等の状況等(10行目31~38文字目)	公開:
事故月、入所時年齢、本人等の状況等(10行目26~28文字目、11・12行目、15・17~28行目)	
P2:「2 医療との関わり。」・「3 療育経過とその結果。(「問題行動の変化」~P4まで)」の(13行目1~4文字目、主治医所属医院名、P3:5行目1~9文字目、P4:1行目27~38文字目、2行目17~25文字目を除く)	
同(主治医所属医院名)	非公開:
同(13行目1~4文字目、P3:5行目1~9文字目、P4:1行目27~38文字目、2行目17~25文字目)	公開:
P4:「一週間の記録(~P5)」表中の個人姓 同表中日欄、生活欄、特記事項欄(個人姓除く)	公開:
P5:本人等の状況等(5行目、8行目14~40文字目、11~13行目)	
本人等の状況等(8行目1~13文字目、9行目)	公開:
P12:施設職員氏名(~P78)	非公開:
5行目33文字目~6行目14文字目	
P13:参考文献名(18~21行目)、P14:施設の状況等(16行目34文字目、17行目)	非公開:
P19:32~39、44~48、61~73:入所者仮名	公開:
P21、30、74、79:本人氏名	
P23、24、39~41、62~65、74、75:施設内サークル名	公開
P34:本人等の状況等(9行目1~27文字目)	
P44:病院名、電話番号	非公開:
P44:Dr姓、診断名、既往症、P45:診断名、経過、既往症、現状	
P46:本人等の状況等(11~17行目、P47:4・5・6行目5~11文字目、20行目11~22文字目)	
P49:施設の状況等(3行目1~6文字目、P51:29行目38文字目~P52:1行目、P57:22行目、P71:29行目)	非公開:
P62:本人等の状況等(25行目4~16文字目、28行目4~17文字目、P63:26行目36文字目~27行目、P64:1・2行目、5行目36文字目~6行目、9行目5~33文字目、P71:7行目29文字目~8行目9文字目、13文字目~34文字目、20行目12~39文字目、P73:18行目36文字目~19行目、29行目18~39文字目)、P76:入所者姓	

審査会の判断欄で空白の部分は、当審査会においても非公開が妥当であると判断した部分である。